

特例入所の判断に当たっての具体的な要件について、「東三河広域連合特別養護老人ホーム標準優先入所指針」3（2）により判断することになりますが、①～④に関しては、以下の状態を想定しています。

対象者の状況により様々なケースが想定されるため、厳密に規定・制限するものではありませんが、各施設間の判定結果に大きな差が出ないよう、判定の際の1つの基準として参考にして下さい。

特例入所の要件 ※指針3（2）	勘案事項
① 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られること。	・「主治医意見書」 認知症高齢者の日常生活自立度 →Ⅲ・Ⅳ・Ⅲの方
② 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られること。	・「療育手帳」→1度、2度、3度の方 ・「精神障害者保健福祉手帳」 →1級・2級の方 ・「障害支援区分」→4・5・6の方
③ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であること。	・警察・保険者など行政に相談をしている方
④ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。	・すでに居宅において利用可能なサービスを利用した（利用しようと試みた）が、不十分（機能しない状況）であり、居宅での生活が困難であると判断される方